

## 各種警報発令時の対応について大きく改訂します〔改訂版〕

### 【午前6時00分現在で各種警報が発令されている場合】

午前6時00分現在、①各居住地域に警報・特別警報が発令されている場合は、自宅待機とする。（出席扱い）また、②奈良県北西部・大阪市・東部大阪・山城南部のうち、下記の市町村のいずれかに、警報・特別警報が発令されている場合は、臨時休校とする。アフタースクールも休校。その後、解除された場合も、その日は臨時休校とする。

【奈良県北西部】 奈良市・生駒市

【大阪市】

【東部大阪】 東大阪市・八尾市

【山城南部】 木津川市・精華町

※上記対象の市町村以外に居住し、警報・特別警報が発令されている場合は、自宅待機とし、学校に連絡してください。

※警報・特別警報が該当地区に発令されているかどうかの確認は、気象庁ホームページやテレビ・ラジオなどでお確かめください。

※地震・災害等で、通学経路に危険を感じた場合は、保護者の判断で自宅待機とし、その旨を学校に連絡してください。

### 【児童が学校にいるときに警報・特別警報が発令された場合】

下校を決定した段階で、メールによる学校緊急連絡網（または電話）により保護者に連絡する。メールの開封、または電話による保護者連絡を確認後、天候の状況を判断して下校させる。但し、警報発令時でも天候状態により下校の安全が確保されないと判断した場合は、学校にて待機することもある。保護者との連絡がつかない場合は、連絡がつくまで児童を学校に待機させる。

※兄弟関係は、一緒に下校する。※警報発令前でも下校を決定することがある。

（弟・妹が兄・姉の教室へ行き、その学級・学級担任と一緒に下校する。）

- ◎ 奈良市に特別警報が発令された場合は、原則として全校学校待機とする。  
その場合、下校時刻、下校方法について学校よりメールにて保護者に連絡する。
- ◎ 下校判断時に児童の居住地域に特別警報が発令されており、下校が危険であると判断される場合は、速やかに学校に連絡し、児童を学校待機にするよう要請してください。
- ◎ 台風に関して、進路予報により、安全のため早めの対策を講じることがある。

## 気象警報についての規定を改訂

平成30年度の臨時休校

7月5日・7月6日 西日本豪雨（大雨警報）

9月4日 台風21号（暴風・大雨）

9月10日 大雨警報

中高の例 居住区内に大雨・洪水・暴風の警報が発令中の場合は自宅待機してください。ただし、

1. 午前7時現在、奈良県北部・北西部(または奈良県全域)、大阪市・東部大阪(または大阪府全域)のいずれかに大雨・洪水・暴風のいずれかの警報が発令中の場合は自宅待機となります。
2. その後、午前10時までに解除になったときは5限より授業を行います。  
(始業10分前(午後1時15分)に登校してください。)
3. 午前10時現在解除されていないときは、休校とします。  
なお、定期考査・学校行事期間中には特別措置を講ずることがあります。

### ◆警報発令の確認

午前7時については、NHK総合テレビ午前6:55～7:00の気象予報で確認してください。また、その後の気象予報に注意してください。

「大雨警報」を規定から除外しようとする動きが一部にある。

「大雨警報」大雨警報は、大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続します。

「洪水警報」洪水警報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な洪水害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられます。

考えられる観点

- ・登下校の安全
- ・地域差・局地的な天候の変化
- ・公共交通機関（特に近鉄）の運行状況

その地域に危険がある以上、安全第一を考えるべき

「10:30 解除の場合、1:30 始業」この規定を検討すべき

改善案 ①判断を一本化 6:00 時点で休校

台風接近の場合、警報に関わらず早めの判断